

	質問項目	内 容	回 答
1	提出書類について	「提出書類一覧表 オーナーについて」の12～15の項目は、補助金を利用しない場合でも提出書類として必要なのか。	補助金の利用有無に関わらず、事業の継続性の可否を確認するため、オーナー型の場合は必要です。事業者整備型の場合は、必要はありません。
2	提出書類様式5の「オーナー履歴書」について	提出書類 様式5「オーナー履歴書」の書式についてですが、オーナーの「同居家族」・「法定相続人」などは、個人情報に当たるのではないのか。	個人情報となりますので、オーナー様ご本人の同意が必要となります。提出の理由は、オーナー様に不測の事態が発生した場合などの対応の確認のためであることを、ご理解いただくようご説明ください。
3	賃貸借契約期間について	賃貸借契約期間について、原則として建物の財産処分制限期間以上とする賃貸借契約の設定を行うこととあるが、財産処分制限期間より短い期間の賃貸借契約の設定を行う事は可能か。可能な場合、どのような条件が必要か。	借地借家法に違反していないものであることを前提に、賃貸借契約に自動更新条項が入っている場合、処分期間よりも短い期間であっても認められることがあります。
4	確約書について	運営事業者の建物賃貸借登記に関するオーナー同意の確約書について、定型の書式はあるか。また提出書類一覧表に記載が無い為、どこに入れ込めばよいのか。	書式は任意で構いません。 提出書類一覧のNo.21と22の間に入れ込んでください。
5	住民説明会について	住民説明会の実施は〆切前でなければならないのか。	応募〆切前に終えていることが望ましいと考えますが、期間も短いため、少なくとも選定前までには実施をお願いします。
6	地域住民に対する対応について	地域住民への説明について、説明の方法（住民説明会・個別訪問・ポスティング等々）に決まりはあるか。また説明が必要な範囲においては現場から半径〇〇kmや町内会等の決まりはあるか。	説明の方法は説明会、個別訪問、ポスティングのいずれも可能です。 対象範囲は、事業が決定した場合、まちづくり条例による近隣関係住民への説明対象の範囲が開発地域から建物高さの2倍又は20mのうち長い方となりますので、これに準じてください。説明の際には選定されなければ事業化できない旨を合わせてお伝えください。
7	法人の沿革・概要について	既存事業所一覧及び開設事業所一覧について 全国に事業所がある場合、全て記載する必要があるか。記載する必要がある場合、この部分に関しては別紙での対応は可能か。	ご記載いただきますようお願いいたします。 別紙での対応は可能です。
8	法人の沿革・概要について	「開設事業所一覧」は、何を指すのか。	応募書類をご提出する時点で、開設予定の事業所についてご記入ください。

	質問項目	内 容	回 答
9	併設事業について	併設事業について、「看護小規模多機能型居宅介護や小規模多機能型居宅介護、その他事業の併設」とありますが、その他にあたる事業は具体的に何か。	介護保険法、及び老人福祉法による事業を想定しています。また、テンミリオンハウスやいきいきサロンなどでお借りすることのできる地域交流スペースなども可能です。
10	補助金について	補助金は利用が必須なのか。審査に影響があるのか。	原則、補助金のご活用をご検討ください。活用しない場合は理由書の提出をお願いいたします。（任意様式、提出書類一覧の一番最後、No.35の後に添付）
11	開設時期について	開設時期は令和5年度でなければならないのか。	武蔵野市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画では令和5年度に新たな認知症高齢者グループホームについての給付費を推計し、保険料を決定しているため、現段階では、令和5年度中の開設として計画をお願いします。